

平成27年3月甲良町議会定例会会議録

平成27年3月6日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1番	山田裕康	2番	阪東佐智男
3番	野瀬欣廣	4番	西川誠一
5番	濱野圭市	6番	丸山光雄
7番	木村修	8番	藤堂一彦
9番	丸山恵二	10番	金澤博夫
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	中川愛博	教育次長	金田長和
税務課長	上田和光	産業課長	若林嘉昭
住民課長	川嶋幸泰	建設水道課長	北坂仁
総務課参事	宮川哲郎	学校教育課長	大橋太
企画監理課長	中川雅博	社会教育課長	山本昇
人権課長	陌間守	会計管理者	寺川貴代美
保健福祉課長	米田志保子		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌間忍	書記	山崎志保美
------	-----	----	-------

(午前 8時59分 開会)

○建部議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、3月定例会2日目を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 阪東議員および3番 野瀬議員を指名いたします。

日程第2 昨日に引き続き、一般質問を行います。

それでは、4番 西川議員の一般質問を許します。

西川議員。

○西川議員 4番 西川です。

議長のお許しを得ましたので、直ちに質問に入らせていただきます。

昨年6月議会でも質問したと思うんですが、新年度予算のところでもどこにも見当たらないということで、庁舎について質問していきたいと思っております。

そのときにも話したんですが、庁舎は甲良町の顔だということが大きいのと思っております。テレビ報道等、ホームページの庁舎の写真等も見ていますと、言葉、表現は悪いんですが、見るからにみすぼらしくて貧乏くさいのが一目瞭然だと思うんですが、この辺、私としてはちょっと恥ずかしい思いもあるんです。今年町制60周年だということで、いろんな記念式典等を計画されて、外部からの来客が多くなるかと思うんですけど、この辺のところも踏まえた中で質問させていただきます。

庁舎の改修はいつごろするのかということ、現在のところで、この間からのほかの方の一般質問等でも出ていますが、現庁舎の建てかえ、そういうものは考えていないということはわかりましたが、それに間違いはないか、まず1点お伺いします。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 全面的な建てかえは、今のところは考えておりません。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そういうことになってきますと、何らかの処置を講じなければ、60周年を迎えるにあたってはいけないと思っております。それと、外観がぼろぼろでは、中身が、はつらつした職員がようけおられるかと思うんですけど、ただ、気分もめいってしまうところもあるかと思っておりますので、町民にとってもその辺のところ何かという不満もあるかと思っておりますし、耐震も含めた中で、改修、いわゆる長寿命化を図ることを検討していただきたいと思っております。

その中で、1つずつお伺いしていきます。

剝落対策がどうなっているかと、これは町長からも指摘されているはずなんです。前回、町長もそういうふうにおっしゃいましたし、その辺のところがいまだに直っていないことに対してはどういうことになっているか、お聞かせください。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 新年度予算を組んでいく中で、そういう話も当然出てきておりましたが、予算編成が非常に厳しいということで、新年度では見ておりません。以前に外観の剝落対策を含めての見積もりをとったことがございまして、そのときで、約1,200万という見積もりが出ております。できれば、補正予算でそういう、まあ、余裕という言い方は変ですけど、予算が組める状態になれば、早急に対応していきたいとは考えております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 補正予算もいいんですけど、安全上の問題とか美観上からも早くしないと、これ、遅れば遅れるほど費用がかかると思うんです。そこを着手していくということを、今、これで補正予算組んだって、6月議会になってきたら、もう60周年には間に合わんわけですよ。その辺のところがあるので、せめて剝落している前面の部分だけでも何らかの処置をしておかないとだめだなという気がします。その辺のところ、着手をやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 予算が伴ってきますし、剝落部分だけといたしても、なかなか費用的にもそんなに安いものではないと思いますので、60周年記念には間に合わないかもしれませんが、6月補正なりで早くできればということで、できるだけ早く、外から見られるお客さんの安全ということもありますので、検討させていただきたいと思います。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、壁面の亀裂調査、前もお願いしておりますが、したのかどうかということと、放置しておくことによって経年劣化が進行していくわけですよ。雨水等が入っていったら鉄筋の腐食が激しくなり爆裂を起こすという形で、修繕費そのものも、今の現状よりは、遅らせば遅らすほど上がるということですから、その辺のところを剝落の問題と併せた中で検討させていただきたいと考えますが、いかがでございませうか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 おっしゃるとおりやと思います。一応、精細な調査までは実施していないんですけど、今、危険建物とかの関係でヤスザワ設計さんに来て

もらっている折にちょっと見ていただいて、おっしゃるような雨水の浸透とかがあると経年劣化が進むおそれがあるということなので、少なくとも亀裂については、「今どうこうはないやろうけれど、処置はした方がいいよ」というアドバイスは受けておりますので、おっしゃるように、剝落と併せて、応急処置になるかもしれませんが、対応はしていきたいとは考えています。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 中身を承知していただいていると理解して、前へ進めます。

その次に、前にもお伺いして、辛抱するんだというお話を伺っていますが、庁舎内の暖房機器ですか、この辺がいまだに予算計上もされていないんですが、燃料費は上がっていますが、取り外した後の処置ですよ。このままこの庁舎が残るんなら、いつまでも放置しているわけにもいかんと思います。節電対策だとか、いろんな問題はあるかと思うんですが、そういうことも踏まえて構想を練っておられるんだとは思いますが、職員たちの健康問題、それから環境問題、防災上の問題も、いろいろ、今のこういうストーブをあちこちに置いているようでは、やっぱり防災上でも好ましくないと思いますが、その辺のところ、屋上のソーラー等も含めた中で、やっぱり一度、安心して仕事ができる職場にするんだという物事で判断していただけないかなと思うんですが、いかがでございますか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 当面は、当面って何年先やねんという話になると思うんですが、今のままで対応しなければいけないかなとは思いますが、おっしゃるように、それも、以前に電気で、電気ですが、ソーラーということ想定していないんですけれど、今までみたいにボイラーで重油をたいてということは、多分、今の時代ではやりにくいやろうということで、電気で、いわゆるエアコン系で暖房した場合という見積もりをとっているみたいです。そこから先は進んでいないんですけれど、そのときも数千万という金が要ると聞いておりますので、ちょっとそれは今は難しいかなと。

庁舎の改修もありますので、どういう方法がいいかは併せて考えていかないと、逆に無駄な設備になってしまってもいけないということもあるので、それについても、基本的な考え方だけでも早急に検討を加えていって、役場庁舎の改修をいつごろするんやということも併せて、早いこと、その方向性だけでも出していけるようには検討をしたいとは考えています。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 あんまり遠い先の話にならないようにやっていただきたいと思いません。

それと、1つ言い忘れましたが、大阪ガスなんですかね、今、ガス管工事

をやっていますよね。ああいうガスが利用できないか、大手の企業は利用しているとかいろんな話を聞きますけど、そういうのも含めて、配管するにしても、近いケースですし、その辺のところも含めた中で検討していただいたらいいなと思います。

いずれはやらねばと思うようなことを、思ったり考えたりしているだけでは、行政マンとは言えないと思いますので、計画を立てて、資金調達の問題とかいろいろあるかと思うんですが、早く予算化する気構えを持ってほしいと思います。その辺、よろしく願いしておきます。

それでは、次に行きます。

道の駅のことについてお尋ねします。

きのうも濱野議員が質問されていましたが、いろんなところで、はしよるところははしよりますが、一般競争入札だと思うんですけど、「入札の種類」と私は書いていますが、入札の種類と施設仕様書を提出願うという形をお願いしておったんですが、この問題で、本日、この施設仕様書がいただけないということで、質問する内容がちょっとややこしくなっているんですけど、この辺、提出はどのような形になるんでしょう。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 済みません、皆様の前にお配りする仕様書は用意しておりません。以上です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 1月16日に入札されたわけですから、当然、このような資料はあるかと思うんですけど、その辺がなぜないのかというのが、出してもらえないのかというのが不思議に思うんですが、そんな難しい問題でもないし、業者の入札にあたっては、これはみんな資料提示しているはずですから、その辺のところは当然出せるものだと私は思っているんですけど、その辺がなぜ出せないのかは、後でもう一度答えていただきたいと思いますが。

入札の種類なんですが、これは一般競争入札であったと思うんですけど、一般競争入札にはどういう方法があるのかをちょっとお答えいただきたいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 まず、1月16日の入札の件ですが、これは新たに設計しまして初めて入札した「せせらぎの里こうら」会議室の新築工事であります。

工事の種別は建築一式工事ということで、条件つき一般競争入札につきましては、きのうもちょっと言わせてもらいましたが、金額に応じてエントリーされている業者さん、全部で11者、町内4者と、あと県内7者の11者です。毎月、10日、25日前後に入札情報をホームページで載せております。それ

を見ていただいて、その該当する業者さんがエントリーをしたいなと思われたら、その申請手続をして、その参加される人に基づいて入札をした案件であります。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 条件つき一般競争入札ということでお答えいただきましたけど、それが対応したのが1者だということですよ。1者で競争入札と言えるのかどうか、言葉の文言で。不可能だとは言いません。今やっておられるんだからできるんだと思うんですが、透明性を高めるために一般競争入札を導入していると言われるんですが、これは明らかに1者だけがやるということは競争入札じゃないと思うんですよ。1人で走るの競争とは言わないでしょう。複数で走って初めて競争なんですよ。その辺のところの理解がちょっと乏しいんじゃないかなと思うんですが、私は、今後の提案として、最低でも3者を入れるぐらいの要領で一般競争入札を実施するなら、そういうことを前向きな形で変えていく、今まで、1者だけ対応されたら、特命入札と一緒になんですよ。

その辺のところをもう少し行政として判断して、1者がやったことが競争と言えるかどうかということちょっと考えていただきたい。やはり、規則を設けてでも、今後、改正する方向に進んでもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 条件つき一般入札の場合ですが、意思表示をする時点でも競争原理が働いている、公告した時点で働いているということですので、結果としてエントリーが1者しかなかったということですので、その時点で競争が働いているという解説があります。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そういう理屈が成り立つから、今、1者でもオーケーとしているんですけど、町としてこういうやり方はやめたらどうかと私は言っているわけです。その辺のところは、複数競わせて初めて競争なんですから、その原理を間違えないで、透明性を高めていくことに対してもやっていかないかの違いかと私は言っているわけですけど、その辺が、近隣の市町村でもそういうことをやっておられると思うんです。1者だけで対応しているところがないと思うので、やっぱりその辺にはいろんな条件が入ると思います。新たに設ければいいんですから。皆さん、競争していただくんだと、1者だけ来たから、それでええんやという発想はちょっとおかしいと思うんです。改正する意欲を持って取り組まないと、皆さんに透明性、これをやったから間違いないんだというような発想は持たないでほしい、その辺はいかがですか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 議員が言われている趣旨はわかっております。うちの方も23年からさせてもらっていただきまして、ある程度は定着させてもらっていると思っています。

ただ、建築関係については参加が少ないということで、舗装関係は、きのうも言わせてもらったとおり18者ありますし、土木関係については12、3が大半です。建築関係だけが11者あるんですけど、エントリーされるというのが少ない状況で、全体としては、制度的には適合しているとは思っております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 1者対応しかない場合は入札延期するとか方法論はあるかと思えます。待ってればいいんだし。

それで、公告の仕方が、今、ホームページという形だけなのか、建通新聞とかそういうもので公表しているのかとかいうこともあるんですけど、1者というのは、あくまで、私は特命に値するかとも思いますので、不透明感が出てくると思います。その辺が問題だと思います。

それと、きのうの質問でも出ていましたが、予定価格の公表というやつですね。1回目がイベント広場で26年1月15日、1者入札で予定価格が公表されています。不調にもかかわらず予定価格が公表された。1,232万8,000円が公表されています。不調の分をこういうことをするということが、私は、いいのかどうかという問題ね。入札後に公表されているはずですよ。事前にはしていないですよ。だから、その辺のところを公表したということに対して、その後、同じ工事の予算の範囲内で、若干変わったかはわかりませんが、その中身が云々はどうかはわかりませんが、今年1月16日に1,232万5,000円、3,000円落ちで落札されているからですよ。

これは私はとった業者さんをとにかく言うつもりはありまへん。要領のええ営業マンだったら、私はこういうことをすると思いますよ、ちょっと調べて書類を持って行って、話の中で役場と対応していろんな折衝している中で、そしたら、予算はこれは前の分かなという判断すれば、公表されていたわけですから、ここから1,000円落ちでも落ちとったわけでしょう。同額でも落ちるわけでしょう。やはりその辺のところは、私はこのとった会社は優秀だと思います。責めるつもりも何にもありませんけど、やはり、こういう不調の分の価格を公表したということは、絶対、私は談合以前の問題やと思うんですが、いかがですか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 事後の公表につきましては、平成22年5月1日に、「建設業者各位」ということで、町の方からこういう通知をしております。このときに、事後公表するとうたっておりますし、不調の場合であっても、例外的な

ことを除いて公表させてもらうというのが全業者に出ていますので、こういうルールがありますので、それでしております。

ただ、今回、ご指摘がありますので、ちょっと近隣の市町村も調べさせてもらって、また審査会で検討はさせていただきたいと思います。

○建部議長 町長。

○北川町長 今、西川議員から、去年の工事が不調に終わったということと、去年の工事の金額と今年の落札金額がほぼ同額に近いということで、これはおかしいというお話でございます。きのうも濱野議員からそういう話を聞かせていただきました。

しかし、実は、去年の工事内容は、今の道の駅の直売所の店舗と、そして、今の幸楽食堂、その間に、全てを木造で屋根をつくって、そして、その中に事務所を70平米建てる。したがって、あとの残りは雨よけのアーケードみたいな、そういう形にするというような構造で去年は設計をお願いしたということなんです。

それに対して、その設計価格が、今年の工事とあまり予定価格が大きな差が、去年の価格の方がむしろ安かったのかもわかりません。ただ、業者さんがその価格で1者入札されても、値段的に業者さんの積算価格が余りにも高かったのか、これは私らは素人ですからわかりませんが、業者さんの価格は我々の予定価格よりはるかに高かった、だから不調に終わった。

だから、今年は、そのことを受けて、設計をお願いするときに、屋根のドームの部分はやめて、平家で会議室、今現在建設しているのは70平米なんです。去年は全体の平米数は150平米ぐらいあります。倍ぐらいあるんです。だけでも、そのぐらいの値段で設計業者さんが設計をしたわけですから、今年は、それで不調に終わったということで、それを一応頭に置きながら、何とか我々の、いわゆる予算を初めから組んでいるのが、ご存じのとおり2,000万ですから、だから、2,000万でほかのことも含めて何もかも含めてできることならやりたいという思いで組んでおりますので、それに見合う建物を設計してほしいというお願いをした結果、今年の値段が多分出てきたと思うんです。

だから、去年の値段と今年の値段は一緒ですけども、内容が全く違うんです。内容が違うというよりは、価格が去年は当然上がって当たり前かなと、今から言うのですよ。去年はそれでその程度のものができると我々も思っていたわけです。素人ですからね、積算できませんからね。だから、その違いがはるかにあるということなんです。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 中身的にはそういうことで変えられたということなんですけど、私の言っているのは、そういう形で、不調に対してはまず公表しないということと、

最低でも一般競争入札は、これは考えないかん問題やと思います。1者が走っていたって競争じゃないということ、そこを基本に改めていただきたいと思います。特許工法やとか文化財を扱う業者やとかいうんやったらまた別ですけど、そういうものじゃないんですから、誰でもできるという発想を持っている業種だと思いますので、その辺はそういうことを、延期してでもやるというぐらいの気持ちで募らないかんと思います。ある意味、職務怠慢と言われても仕方ないところがあると思いますので、その辺は心得ていただきたいと思います。

先ほどちょっと言いましたけど、不調で予定価格を公表して、町長は「中身が違う」とおっしゃいましたけど、予算編成規模の中では、その2, 000万は生きておったわけですから、その前が1, 600何万やったかな、25年度の繰越明許で1, 600万、26年度では2, 000万、工事費ね、もうこの辺は私らはわかっているんですけど、業者さんは知らんにしたって、前より規模が、あのときの話では、予定価格が1, 387万9, 000円が、26年度かな、上がってあって、1, 232万5, 000円でとっておられるわけですよ。やっぱりその辺が25年度の分を参考にしておられるというのは目に見えておると思う、私は。この辺はやっぱり、業者さんが変わってれば、また話も別かもわかりませんが、我々、元建設業にいた人間からしたら、こんなもの、読めばわかると思いますので、その辺のところは入札制度の見直しを含めた中で考えていただきたいなと思います。

それと、今、町長がおっしゃいましたので、次の問題に入っていこうと思ったんですが、飛ばさにかいかなかなとも思うんですけど、使用目的が会議室という云々であるんですが、当初のアーケードそのものが、今回の仕様書が欲しかったのはそこなんですけど、アーケードが入っているのかどうかという問題点。

やっぱりその辺が我々には見えてこないから質問のしようがないというところがあるんですけど、その辺は後で併せて説明していただいたらいいんですが、当初予算との整合性の中で、アーケードをすりかえてきたという話の中で、現在、今年度、200万の電気工事費の予算が入っていますよね。そしたら、もともとはそんな電気工事なんて入っていない形で入札、当初はなかったと思うんです。そんな大がかりな電気工事、要るはずがなかったんですね。その辺が、今回、電気工事を入れたということは、やはり、予算の流用ができないから電気工事の200万を入れたん違うかなと思うんですけど、その辺を併せた中で、今のアーケードの問題から電気工事までの間で、どういう整合性がとられているかというのを、予算との併せた中で教えていただきたいなと思います。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 電気工事につきましては、町長が先ほど言いましたように、建

物本体の設計段階で電気工事を入れておりましたが、予算超過してしまうと、入札もできないということなので、とりあえず電気工事は外して入札を行ったということで、電気工事が後でできるような仕様での建物にはなっておりまして、機具とかそういった部分の追加の200万という補正をお願いしたところでございます。併せて、アーケードにつきましては一緒にやりますので、アーケード部分の工事を併せて、内容的にはアーケードと会議室ということでの変わりはございません。

会議室という名前に仕様上してありますのは、同じ敷地の中で、観光案内所になりますと、建築確認の関係で分筆等が必要になってくるという指摘がございまして、そこまではやれないということで、名前を変えて、実際には観光案内所と生産者さんとかの会議室もかねて利用することに全然変わっていないんですが、そういう関係で、名前は会議室の整備についての入札にさせていただきました。

○建部議長 町長。

○北川町長 電気工事が別になったというのは、実は私どももちょっと考えていなかったんですが、今の道の駅全体の電気が47キロだそうなんですよ。私もそれは後でわかった話なんです。自販機やらを今置いていますけども、それを含まずの47キロやから、もう50キロになっているということで、今度新たに今の事務所を建てるにあたって、電気設備、エアコンやら含めてしようとなると50キロを超えるから、キュービクルが必要やというようなことを設計業者が後から言ってきたんです。それで、キュービクルを入れて工事を全部すると500万ぐらいかかると、もっと言うたかな、700万と言うたかな、かかると。「ばかなこと言うな」と言うて、私は設計業者とけんかしたんですよ。

だから、キュービクルを入れるような大きな工事になったら、予算もはるかに超過するわけですから、それはだめだということで、苦肉の策で考えたのは、あその場所だけ別敷地にして、そして電柱から電気を別に引っ張るという形ですれば、かなり安く抑えられるということになって、200万という電気工事が新たに出てきたと、そういうことなんです。

だから、容量が足りていれば、初めから足りているという計算やから、容量が足りていれば、中の電気、多分、エアコンやら何もかも入れたら、2、3キロで済むのと違うかと、私の考えはそういう思いで考えていたんですが、設計業者さんが「絶対にそれはだめや」とやかましく言うので、そこでかなり言い合いにもなったんですけどね。最終的にはそういう形で電気を別回路でとると。そのために敷地が一体ではだめだということになって、あれは敷地も周りは全部別になっているんです。

以上です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そういう意味合いで、私は施設の仕様書が欲しかったということです。そういうことが見ればわかるわけですから、そういうようなものは隠さずともええ話だと思いますし、その辺のところを出してほしかった。

今の200万だけだったら、今年度予算の中ではまっているわけですよ、現状は。その辺を流用することだって、関連づければできるはずやと思うんですけど、それがわざわざ組まれたということでは、ちょっと不思議に思いましたので、質問しました。

きのうも話が出ていますから、話はスムーズに進んでいると思うんですが、指定管理への移行に関しまして、順調に進んでいるのかどうかというお答えをいただきたいと思います。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 きのうも申しあげましたように、業務移行につきましては、生産者向けの説明会等も開催され、指定管理者との業務を始められるような手続を行っておられます。現在のところは、事務的内容、現場での内容を併せて、引き継ぎは順調に進んでおります。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 私も会の申込書は出しましたが、今1つ聞いている話で、葉物が1日で引き上げないかんという問題がちょっとあるようですが、その辺は今後の問題だと思うんですけど、生産者さんの方もちょっと、「えっ、朝出して夕方上げないかんのか」という問題、1日。まあ、新鮮さを売り物にするということやと思うんですけど、その辺のところは今後の課題になってくると違うかなとも思います。その辺は今始まっていませんのでとやかく言いませんけど、そういう問題を話されている方がいらっしゃいます。私自身も、昼ごろ出しに行ったら夕方引き上げるのやったら商売にならないとも考えていますので、その辺のところは気になるころではあります。

その次、出荷増産をしていかないかんわけですが、今年度の予算でも、まだ予算が余っているという状態にもなっているわけですし、その辺で町内業者を増やさないかんわけですよ。町外業者も大分参加されていますけど、それは賄っていくためにはいたし方ない話もあるかもわかりませんが、やはり、町内の生産者さんを増やしていくための方法、人数は増やせなくても、面積を広げるとか、いろんなことが考えられるわけですから、その辺のところに対する生産者に対しての対策は今後どういうふうにしていくか、お聞かせください。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 まず、きのうも丸山光雄議員のときに質問で申しあげましたように、平成25年度から26年度につきましては20%以上の伸びを示している状況

でございます。その点は順調に、生産者の方の面積、そして出荷量、これは確実に増えております。

ただ、今うちが示しております補助金でございますけれども、15%返すというものですけれども、これにつきましては、端境期に生産していただくことを目的に設置したものでございます。今後もこれにつきましては続けていこうと考えている次第でございます。

今度の指定管理者、3月10日にもまた生産者の方に説明会をされるのでございますけれども、一応、その端境期のところの、ここにやってくださいという指導がまずあるものと考えておりますので、基本的には指定管理者の営業方針がありますので、それに任せたいと考えている次第でございます。

行政の方も県の農産普及課等により栽培の指導をしていただこうと考えているところでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 その辺、よろしく願いしておきます。いずれにしても、指定管理になったから厳しくなるのは私は当たり前だとは思いますが、それにしても、「厳しくなったから物を出さん」という話になってきたら一番困るわけですから、その辺のところ、かじ取りをよろしく願いしておきます。

○建部議長 町長。

○北川町長 西川議員の質問の中で、私も誤解をまた招くと困るので、ちょっとお話をさせていただきますと、今現在、2,000万の予算を組んで、会議室なりドームの部分なりという形で執行させていただくと。中で、電気工事については、先ほど申し上げましたとおり、そういうことになったので、別回路ということで、電柱を立てて工事をやるということで、200万を追加させていただくことになるんですが、ただ、今の建物、会議室は1,200何万のそういう事業でやっています。

「じゃ、2,000万あるのに、何で電気工事や」という、そこで疑問が発生するわけですが、去年は道の駅と食堂の間に屋根を木造で全部つけて、その中に事務所を建てるということでやっておりましたが、ところが、それではスペース的にも、要は、全天候型のドームの部分が少な過ぎるということもあって、会議室の分だけ西の方にずらさせていただいて、その空いている部分は丸っぽ雨よけのドームにしようという形に今年的设计は変えてあるんです。

したがって、今、1,200何万の木造の会議室と、それと、丸っぽ食堂と直売所の間は全てを全天候型の運動公園のような形でさせてもらうということで、それはパイプでテントという形の屋根つきのものをするということなんです。その分の費用が約700万ほどかかるという業者さんの見積もりなんです。業者は、実は、ああいう関係の仕事をしている業者は、甲良町の指名願が出て

いるのは1者だけなんです。だから、1者ですから、これは競争ができないということで、随契で今話を進めているということで、土山の松山産業さんやっただかな、そういう業者さんに来ていただいて、いろいろとアドバイスなり提案なりしてもらっているということが、今現在の状況です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そういうところがあるかと思いましたが資料が欲しいと言うてたんですが、それと併せて、前にも話したんですけど、トイレまではどういうふうにされるのか。道の駅でトイレと施設が離れた屋根なしのところはほとんど見当たらないんですが、やはり、その辺のところを配慮してあげているのかどうか、その辺をお聞かせください。

○建部議長 町長。

○北川町長 おっしゃるとおりで、去年も丸山恵二議員からもそういう質問をいただいております。できるだけ安価に上げるということも考えて、今言うてるテントの屋根でパイプの支柱という形の関係する業者さんという、今申し上げたそういう業者さんしかございません。そういう業者さんの意見を聞きながら、余裕のあるところで補正予算を、余裕はないですけども、無理にでも組める範囲の中で組んで、正面のところから、男性用、女性用、続きで雨をよけて通れるような形の、ちょうどパチンコ屋がよく通路をテントでしていますが、そういう形のものをできればいいかなとも思っておりますので、今、業者さんにもそのことは打診はしています。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 その辺はよろしく願いしておきます。

三川分水公園で言いますが、三川分水公園で、今現在、この間、手すり腐っているということで、アルミ柵か何かで全部やっていただいて公園らしくなってきたんですが、あの辺のところの公園の位置づけをちょっとお聞かせください。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 三川分水公園でございますけれども、都市計画法に定める公園ではございません。整備工事は当時の彦根県事務所の土地改良課において、土地改良事業として、水環境整備事業で整備されたものでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 ということは、農業公園という感じで受けとめていいということでしょうね。農業公園法というのではないと思うんですが、農業公園だと受けとめたらいいんだと思うんですけど。

何が言いたいかという、あそこにあるトイレが長期間放置されて、最近では道の駅へ行けというふうにした看板があるんですが、公園と名がつけば、

やはり、トイレはどこの、いろいろなものを調べても、全部どこにもトイレは設置されているわけです。その辺のところであれば、どうしても道の駅にしか行かせないのかというところをちょっと、直す気はないのかをお聞きします。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 トイレにつきましては、県事務所土地改良課において整備された後に、三川分水公園と同時に滋賀県より甲良町に譲渡されたものでございます。

ご存じのように、トイレは県道敏満寺野口線沿いにございますが、上水道も下水道も、公共の下水道でございませぬけども、来ておりませぬ。それで、水についてはポンプにくみ上げ、下水に関しましては浄化槽で浄化して最寄りのところで流すという状況でございませぬ。

それで、昨年度にポンプが故障いたしまして、これを修理しようと思しましたら、深井戸から上げていますので、大きな金額がかかるということで、一時的に汚水の処理とかそういうのが浄化槽ができませんので、仮閉鎖をしている状況で、今、24時間便所が使えます道の駅の方に、議員が申されましたように、そちらの方に誘導している状況でございませぬ。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 直すにあたっては金がかかるというところで、直す意思がなさそうですので、ちょっと私の方から提案したいと思うんですけど。

公園と称している以上はトイレは必要やと私は思っております。まあ、皆さんも思われると思うんですけど。公園に来て、子供が遊びに来たり何かしてとか、犬上川へアユを釣りに来たとか、いろいろなことをしたときに、「トイレに行きようになってきたわ」と、一々道の駅まで行くわけにいかんですよ。

そこでちょっと提案なんですけど、あの付近、きれいな桜も咲いていますし、ホテルも出るとかいろいろなこともあります。犬上川もあるし、水道そのものもあるし、その辺のところを考えたときに、桜が一番目玉にはなるんですけど、金屋のグラウンドのところにあるトイレを利用させてもらったらどうなのかと私は思うんです。あれも公園に組み入れたらいいんじゃないかなと、あの桜並木そのものは。ソメイヨシノとぼたん桜があるわけですし、その辺のところとか。来られた方は、絶対あの辺を皆うろうろされていますから、その辺のところもある意味公園の中へ取り込んだような形で物事を考えられないかなと思っております。

トイレはすぐ横にあるわけですよ、道沿いに。それこそ、新たに設けなくたってそこにある、そこをうまく利用させてもらおうということも考えていただきたいなと思うんですけど、いかがでございませぬか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 トイレの改修工事でございますけれども、これにつきましては、私の産業課でする事業なのかどこかということがもう一つはっきりしておりませんので、ご要望として賜っておきます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そういうことを提案しておきますので、町としても取り組んでいただきたいと思います。

それと、これは私が議員になったときに町長に申し上げたと思うんですけど、周辺整備が、犬上川が川下、琵琶湖まであれなんですけど、当面は我々の甲良町の中をよくしていただきたいと思うんですが、周辺整備、それから、町長があのおきおっしゃっていましたが、道の駅からずっと金屋の道路を通じて桜並木がとか、いろんなことを検討してみたいというお答えをいただいたんですが、県の予算の関係もあるかもわかりませんが、堤外地ですよ。あの辺を、金屋橋から下、当面は三川分水まででも、ゆくゆくは新幹線までのところを、左岸の堤外地を整備することを要請はされていると思うんですが、その早い執行をやっていただく。当面は集客が見込めるところを整備するんだという気持ちでもって県に要請していただきたいと思うんですが、いかがでございますか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 議員の申される構想、確かに甲良町の発展、にぎやかにするためには必要かなと思います。関係機関、多岐にわたる問題でございますので、今すぐどうこうのお答えは私としてはできませんので、要望として賜っておきたいと考える次第でございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 あそこを整備することによって、アユ釣りの客も増えるわけですし、あそこで釣り客から何かの料金がいただければ一番いいかなとは思いますが、結構な人が来られていますし、遠方からも来られているし、いろんな意味でこれからの甲良町、まちづくりの中で取り入れてもらって、やっぱりそういうところも考えていただきたいと思いますので、町長、その辺は県の方へ積極的に要望していただきたいと思うんですが。

○建部議長 町長。

○北川町長 おっしゃるとおりなんですけど、ただ、金屋橋から名神のところまでの間は、右岸、左岸とも、以前に黒田さんが県会議員のときに限定で県予算をつけて整備してもらったという経緯があるんです。

こちらは三川分水工と犬上川の間、あそこにベンチをつけてもらっていろいろ整備してもらって、そして、広場まである程度つくってもらったりということで、右岸の方は、守野の方側は斜面を全部伐採して、そして、人が上がったり下がったりできるようにということで、あと、守野の方は、小字の方は毎

年その整備もされておるということで、非常にご苦労いただきながら、釣り客やらが入りやすいように環境整備は整えていただいているということで、甲良の方も、そういう意味では、今おっしゃるように、できれば、金屋さんも土手沿いのところにも桜もずっと植えていただいて、桜並木もあって、そして、お旅所の方は桜が一面にございます。そういう意味では、甲良町の中でも指折りの景観のいいところかなという思いもしておりますので、道の駅も含めて、今後、県の方にそういう面ではできるだけお願いしたいなど。

町村会が知事に要請する、いろんな事業要請する、それが年に1回ございます。その中に、甲良町としてどういうものを毎年要望していくかをしっかりと書かせていただいて、27年度はその中にその項目も入れさせていただくというようなことでさせていただきたいなと思っております。

きのう、野瀬議員からお話もございました池寺下之郷線の県道のそういう部分についても、昨年もそれは県要望、知事要望の中にも、町村会としてきちっと入れさせていただいた形で県の方にはお願いをしているという経緯もございますので、これからもそういう意味でしっかりとその部分はさせていただくということをお願いしたいと思っております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そういうふうに積極的によろしくお願いしておきます。

それでは、次、地方創生に関してお伺いします。

人口減少問題とこれはひっくるまっているんだとは思いますが、今、県の方針としては、前回私が質問したときには、県の方針がまだ定まっていないということやったんですが、今はどうなっていますか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 滋賀県の方もその総合戦略はまだできておりません。ただ、説明会の中では、地域を支え合う多彩な人、未来を創造する技術やノウハウ、誇りを高める歴史・文化、恵みをもたらす豊かな自然など、滋賀の強みを活かしながら、地域の実情・課題を踏まえ、滋賀らしい総合戦略を策定する予定ですというぐらいの説明しかまだ受けておりません。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 いま一つ、政府機関が自治体の方へ、県の方へどういうものを移転候補、移転リスト、誘致提案させるための誘致リストというのが今月末ぐらいには届いてるのかなとは思いますが、既に先月末に届いているのかなと思うんですが、石破大臣が言っていました。その辺を、政府機関移転という形で、どのようなものがあるか、それは私もわかりません。けども、甲良町として大林の空き地があるわけですから、あそこへ来れるようなものがあれば、それが早く名乗りを上げておかないと、後になって「これ、もらえませんか」と言

うんじゃないくて、上げておられるとは思いますが、やはり、名乗りを上げて、それで、もう新聞に出ていますわ、建通新聞に出ていましたから、こういうものをいただける方向で取り組んでいける方向、これ、政府機関だけじゃなくして、民間もあります。民間も税制優遇して移動しろとかいう話が出ていますので、その辺のところを早く名乗りを上げて知っておかないと、あと、人にさらわれてからでは遅いわけですから、一番いいやつをいただくぐらいの気持ちで取り組んでほしいなと思っていますので、よろしく願いしておきます。

それから、本町としての計画案は今つくっておられると思いますので、あまりとやかく言いませんけど、1つだけ確認しておきたいのは、コンサルには委託は絶対にされないんですね。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 委託はします。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 コンサルに委託した資料が出てきた場合は、政府機関は認めないはずですよ。その辺のところをいろんなところで言われていますので、その辺のところを、石破大臣も「これは絶対に認めん」と言うてましたから、その辺のところはどうなっているか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 全面委託は、当然、今言われたように、ぐあい悪いと聞いていますし、今考えておりますのは、組織も立ち上げますし、中身については、当然、甲良町に合った総合戦略なので、甲良町に合う施策を考えます。コンサルというのは、会議の段取りをしたり、もし、その委員会でアンケートをとれたら、アンケートの原案をつくったりとか、そういう意味の役場の事務的な作業の部分をコンサルとして活用しようかなとは思っています。当然、中身は推進会議の方で決めていきますし、また、議会とも協議しながらさせていきたいなとは思っています。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 自分たちの頭の中で考えたことがいいとなるように、コンサルにあんまり頼らないという気持ちを持っていただきたいなど。何でもかんでも委託、委託と言っているんじゃない、自分たちの頭の中がぼけていくだけです。その辺のところをしっかりと頭の中へたたき込んでおいてほしいと思います。

次に、最後の質問に入らせていただきます。

新年度予算の中で、住民福祉向上に向けていろんなことに取り組まれていると思っています。それで、今回から予算に関してのわかりやすい説明書をいただきました。その辺の中で、総務課長の話ですと、これは出ただけじゃない、年度末にはまた成果を確認するという形での報告も受けていますが、その中で

何点か質問させていただきます。

税務課の中で、共同徴収事業、きのうも説明がありましたが、この中で、共同徴収事業とはどういうことを指しているのかをお聞きしたいのですが、共同徴収事業を合同庁舎においてやるということと、それから、職員の派遣期間とか、人員はどうしていくのか、それはどのようにして徴収に向けて動くのかという、その詳細を教えてくださいたいと思います。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 先日、阪東議員さんのご質問の中で少し触れさせていただいたかと思うんですけども、今議員のおっしゃったように、彦根市役所の隣にあります昔の県税事務所の中に、納税課がございます。その納税課に愛犬4町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町も一部参加する、多賀町一部というのは、収納率が県下トップですので、99.何%ですので、あまり滞納がないということで、終日じゃなくて、週1、2回は行くと。ほかの町については終日、その県税事務所に納税担当1名、愛荘町は2名と聞いておるんですけども、そこへ入ると。そして、県の税務職員と合同で徴収を実施することになると。

具体的には今協議をしているところなんですけれども、甲良町の町税と県税は、甲良町の職員と、そして、もう1人、県の職員1名、2名で甲良町の県税および町税を徴収すると。ですから、豊郷町の職員と県の職員は、豊郷町の県税と町税を収納することになるということでございまして、今の取り組みの技術向上、ですから、いろんな形で分納も誓約しているんですけども、それは個々に市町村で個別の対応をしておった中を、やっぱり共同で同じようなレベルで徴収の技術、対応をするのがベストであろうということと、広域にわたる未納をしている方もおられますので、その対応も一律でできるのではないかと考えております。

大体3年なりのスパンで、一応中期的に実施して、ある程度の内容ができれば、その後の継続もやっていくと考えているところでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 99.何%を多賀町が徴収しているということですから、甲良町もその辺に近づけていかないかんのやと思いますが、その辺のところは研究していただいて、挑戦していただきたいと思います。

次に、建設課のところでの質問をさせていただきます。

建設課の事業予算がめっぽう少ないと私は思うんですが、甲良町の産業の中には、建設業が多くを占めているわけですけど、その辺のところに対しての事業量が少ないんだとも思いますが、この辺のところ、端境期だとお答えになるかもわかりませんが、その辺のところをどうお考えになっているのか、建設業の育成が必要やと思うんですよね。

その辺のことも含めた中で、この予算編成はどういうふうにされたのかということと、今現在、甲良町に本社機能を持った建設業者が何社ぐらいあるのか、今日は答えられないかと思えますけど、町外へ大分移転しているんじゃないですか。その辺のところで税収も少なくなるわけでしょう。やっぱりそういうことも配慮した中での建設業というのを、予算を組まないかんと思うんですが、わかったら、その辺をちょっと教えてください。

○建部議長 項目にないことですが。

建設水道課長。

○北坂建設水道課長 先ほど、建設の予算が少ないというご指摘ではございますが、主な工事といたしましては、狹隘道路も当然ですけども、維持補修がかなりの数の要望が来ております。そういうのを重点的に実施していこうということで、全体予算としては大きな金額になるんですけども、その中で重要なところをピックアップした中で進めていくということで、全部が上がっておりません。大体、約半分ぐらいは回しておりまして、例えば、入札残であるとかそういうので今後進めていくという思いでやっておるところです。

それで、きのうも申しましたが、今、新規の事業もとりあえず、町道金屋池寺長寺線が竣工、何とか終わらせていただきました。また、橋りょうなり、そういうような修繕も今度はおかかっていかなければいけないというところについても、今後、予算化をお願いすることになると思えますが、今現在としてはこの規模になるのかなと思っております。

以上です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 新たな道路を設けるとかいうのはなかなか難しいかとは思いますが、そういう中で、やっぱり地元業者の育成を念頭に置かないと、税収も伸びないわけですから、そこら辺を置いた中でいろんなことを計画していただきたいと思えます。

それでは、次に、人口減少問題のことについて、大きな話は後回しとして、直近の問題で、こういう問題、新年度に向けて何かお考えになっていることがあるかどうか、人を集めてこんなことをやっているんだと、どうのこうの言うんやけど、やっぱり町民に夢を与えなあかんわけですから、その辺のところを、今、何か考えておられることがあるかどうか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 3月の補正で先行型をお願いしておりますが、予算的には26年度ですが、実施は実際は27年度で、その中で、定住関係と子供・子育て関係の補助なりを大きく要求させていただいておりますので、可決いただいたら、その中でやっていきたいなという思いはしております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 きのうもおっしゃっていましたが、人口7,500人を切っていますので、その辺のところは早く執行されることが、やっぱり皆の夢につながっていくと思いますので、よろしく願いしておきます。

もう1つ。教育委員会の方で聞きたいと思うんですが、前にも質問したんですけど、オリンピックとか滋賀国体が開かれるわけですが、小さいうちからそういうものに挑戦していただくことを願ってないかと。やっぱり先々のことで子供たちが後になって皆に負けているようではいかないので、今のうちにその力を、素質を伸ばしてやるとか、そういう配慮は私は必要だと思うんですね。その辺のところは今回の予算にはどこにも見当たりませんが、どういうふうにお考えになっているか、お聞かせください。

○建部議長 社会教育課長。

○山本社会教育課長 来年度に国体なり、それからオリンピックとかいう関係の予算は見ておりません。ただ、昨年も申しましたが、全国大会、近畿大会に出場していただく子供、児童生徒につきましては少しなりの援助をさせていただくということで、それは予算を上げさせていただいております。

以上です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 スポーツだけじゃなくして、学力の向上も図らないかんわけですけど、やはり、若いうちから取り組んでいくと。きのうもいろいろとおっしゃっていましたが、自分で考える能力とか、その辺が大分劣っているんだというようなところの話もありましたし、その辺をやっぱり教育委員会として前向きになるような方向で子供たちを見守って行ってほしいと思います。

その次の質問に入ります。ふるさと納税の進捗状況はきのう聞きましたので、大体のことはわかっていますけど。

(「もう1分ちょっと」の声あり)

○西川議員 はい。逆のケースがあるわけですよ。逆ケース。これが今まであったかないかという問題は、当然、一緒に併せて答えていただきたいんですけど、ふるさと納税をやることによって、潤う自治体と、寄付した人が住む自治体は、その人が納める税金が減るので損になると言われていますよね。これ、頭のいい人が、またいろんなものが欲しければよそへ挑戦するわけですよ。その辺が1つ。

それと、今現在2,000円でもって、今2万円が、今度は3万8,000円に変わるんですかね。それで、6万6,000円の人が13万円まで、何かできるということに変わっていくかと思うんですが、この辺を考えたときに、来る来るとばかり思うんじゃなくて、やっぱり出ていくことも心配せないか

んと思いますが、その辺のところは今どういうふうになっているか、お聞かせください。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 今のご質問は、ふるさと納税というか、寄付金のことだと思うんですが、ですから、今、甲良町に多くの寄付金 coming しているというのは、他の市町村の方が寄付をされているということ。逆ということは、甲良町の方は甲良町以外の全国の市町村に寄付が理屈的には可能だということになるわけですね。その方がどれだけおられるかということになると思います。その方は、ですから、寄付金の控除の対象になってくるということになります。

ですから、具体的には、寄付金額の2,000円を引いた残りが所得税と住民税で全額基本的に還付されるという制度になっております。このためには確定申告が必要になります。自動に返ってくるわけじゃないということになります。ですから、去年、甲良町で寄付した方は、今実施している2月16日からこの3月16日までの間の確定申告が必要になってきておりまして、まさに今ここでやっているところです。

その甲良町の方はどこでやるかというのと、この町か税務署に行かれます。甲良町で今実施している中では、ふるさと納税を他市町村にやったことによつての還付の確定申告は今のところはまだありません。しているけれども申告はしない人もあるかもしれませんが、今のところは確定申告での寄付金控除の対象はないと。

ただ、今申し上げましたように、税務署でも可能ですので、そのデータとしてはまだ終わっておりませんので、まだ甲良町には来ておらない状況にあるところでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 みんな、人間欲が出てくるものですから、こういう情報がどんどん飛んでいくわけですね。何か新聞で見ていると、キャビアを出したと、キャビアを出したら、1週間か10日ぐらいでどんどん申し込みが来たとか、今まで500万ぐらいだったのが3,000万になったとかいうような形で言われていますので、その辺を、甲良町の場合、去年は確かに物すごく来たでしょうけど、今年は、今、何ぼお返しになっているんですかを簡単に言うて。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今、何ぼというのは還元率ですか。必要経費を除いて、4割強は残るようにはしてもらってございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 残るようにはしていただきたいと思います。

これで私の質問を質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○建部議長 西川議員の一般質問が終わりました。ちょっと予定が狂いましたけど、ここで15分間休憩いたします。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○建部議長 再開いたします。

次に、1番 山田議員の一般質問を許します。

山田議員。

○山田議員 1番 山田です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

3月に入り、平成26年度の決算ということもあり、慌ただしい日々をお過ごしだと思いますが、よろしく願いいたします。

また、農家さんにおきましては、水稻種子の播種の準備で忙しい時期になってきました。最近、農業改革が新聞に載っておりまして、政府が農家所得の向上をめざすと言われております。農家所得を上げるには収量が関係してくると思いますので、1番目の町の獣害被害対策を問うということで、質問をさせていただきます。

その質問の①ですが、現在、町の農産物に対しての獣害被害はどのぐらいあるのか、お聞きします。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 甲良町の鳥獣害被害の状況でございますけれども、毎年、各字に被害についての報告を願っているところでございます。その報告によりまして、平成25年が10万8,000円、24年が12万円、23年が31万1,000円、22年が33万1,000円となっております。

(「桁間違っへんか」の声あり)

○若林産業課長 22年は33万1,000円でございます。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 そんな沢山あるということなんですけど、どのぐらいの農家さんの方が被害に遭っているかは把握されているんでしょうか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 農家の数というのはちょっとわからないんですけれども、22年の33万1,000円につきましては、これは正楽寺と池寺の麦の被害が大半でございます。あとは、品目的にはいろいろ、大豆、大根、タマネギ、サツマイモ、いろんな野菜全般でございます。大きな被害は主には麦の被害でございます。急に下がっているのは、池寺正楽寺に獣害柵を施していただいたので、このように下がっているのが現状でございます。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 農家所得の向上が求められるので、しっかりと対応していただきたいと思います。

それに関連しまして、続いて②の質問なのですが、第一化成滋賀工場付近の住宅近く、私の家の近くなのですが、転作で植えられている、今言われました麦の被害があり、町にも報告されているということですが、どのように対処しているのか、お聞きします。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 議員が申されますように、地元より鹿の食害について報告がございまして、現在のところ、まず、2月27日に、地元の区長さん、付近の住民の方、湖東農業農村振興事務所職員の方、甲良町の猟友会の方、そして町の職員とで現地を一応確認させていただきました。

その結果、鹿の侵入経路につきましては、第一化成東側の山林よりおりてきて、まず、お宮さんの森に入りまして、お宮さんから西側の水田で麦が作付してある田に侵入して麦の葉を食べているということと、それとまださらに、その道を隔てて畑があって、その次の水田にも鹿が侵入して葉を食べているという状況で、足跡等から判断すると、5頭ぐらいの鹿が侵入しているという状況でございます。

対策としては、今、それらのデータをもとにして協議をしているところでございます。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 今協議しているということなんですけど、よく聞くのは、第一化成滋賀工場の住居のところのフェンスにも猿もイノシシも来ているということですが、そのことはお考えになっているのでしょうか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 猿の被害は報告は来ておりませんが、猿が出ているということは聞いております。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 それの方もお願いしたいということと、次の③の質問に入らせていただくんですが、長寺西から要望が出されておりますゆず公園の電柵ですね。設置しないと、農産物の被害が民家近くまで及ぶ可能性もあるということで、その点、電柵の方はどのようにお考えなんですか。お答えください。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 電柵で、柵でございますけれども、農林水産省サイドの国庫補助金は、長寺のゆずの被害額が少額であるため、費用対効果を考えますと不採択になるもので、なかなか補助事業での事業を進めることは、現時点ではちょっとできない状況でございます。

このために、現在、町といたしましては、ゆず公園に3基の捕獲のおりを設置しております。また、西ヶ丘山林、そこに4カ所、全体で7カ所のおりを設置している状況でございます。

それと、西ヶ丘山林、正確に言いますと、307号線から西の山については、銃器を使つての捕獲ができない地域になっております。そのために、それではということで、有害鳥獣の駆除の申請を行いまして、平成26年は銃器による駆除もやっている状況でございます。猟友会に駆除のお願いをしているということでございます。

今現在のところは、猟友会に捕獲のおりと銃器による駆除をお願いしているところでございます。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 やっているということなんですけど、この前、平成27年2月23日の中日新聞の全国版のニュース欄に、大津の公園でイノシシが5人の方を襲うという記事が載っておりました。ゆず公園のところには、グランドゴルフ場もあって、野球場もあるということで、子供たちや町民の方がすごく利用されておりますが、大津で起きたことが起こる可能性が高いと考えておるんですが、その点はどのようにお考えですか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 先ほど申しました銃器による西ヶ丘山林一体での駆除の成果でございますけれども、鹿が5頭と、イノシシも5頭ぐらいでしたか、そういう報告と、おりによりまして、イノシシは17頭と聞いております。それに鹿も3頭捕獲できているという状況で、今のところは、おりと銃器による駆除で対応していきたいと考えております。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 そういった場合、ここに、「イノシシ5人襲う」という記事の欄があるんですけど、今言っている電柵とかつけないとなってくると、こういう事件のとき、負傷者も出るということがあるんですが、そのときは責任はどうなるのか、僕もわからないので、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 責任と言われますと、獣が出てくることで、それを防ぐという努力はいたしますけれども、なかなかそこらは難しいものかなと考えます。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 なかなか難しいということなんですけど、大津の事件のような事件が起こってからでは遅いので、早急な設置の方向で考えていただきますようよろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

次なんですけど、2番目の町の幼稚園、小学校、中学校の道德教育を問うところに入りますが、最近、人の命を大切に思わず、ただ人を殺してみたかったというような単純な動機で人を殺めたり、川崎市での事件のような未成年の事件が毎日のように報道されています。児童生徒が生命を大切に作る心や人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等、道德性を身につけることはとても重要ですよということで、①の質問で、改正教育法に「道德心を培う」ことが明記されましたが、どのようにしていくのか、お聞きします。

○建部議長 学校教育課長。

○大橋学校教育課長 子供の頃から、人の生きる道、道德をきちんと教えることは、社会生活を歩んでいく上で最も大切であると認識しておりまして、道德心を培う取り組みのポイントとして、特に2つの手だてを重視して進めていきたいと思っております。

そのうちの1つ目が、まず、子供たちの心に響くインパクトのある教材づくり。子供たちが自分の生き方を見詰め直せるような資料とか、あるいは将来の夢へとつながる思いを高めていける資料、特に子供たちにとって身近な教材を開発したり実践することで、道德の時間がより充実し、深く考えられるものとなるように取り組んでいきたいと思っております。

2つ目なんですけれども、一方的に教師の方が語り、子供が聞いていくという授業ではなくて、話し合い活動、子供たちのいろいろな意見を出し合う中で進めていくという道德の時間を保証していきたいと思っております。子供たち同士が交流し合うことで、さまざまな考えや価値観に触れ、自分の思いや考えを高め合い深め合うことができる。学習活動の中に話し合い活動を意図的にこのように位置づける展開を進めることによって、道德心を培うように工夫していきたいと考えております。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 ありがとうございます。聞いていて、なかなか難しいことなんです。

次に、②の質問に入らせてもらいたいんですけど、文部科学省のホームページでは、幼稚園において各領域を通して総合的な指導を行い、道德性の芽生えを培うとあるが、今、幼稚園ではどのような取り組みをしているのか、お聞きします。

○建部議長 学校教育課長。

○大橋学校教育課長 幼稚園におきましての道德心の芽生えを培うために、基本的な考え方として、4つのポイントを挙げたいと思っております。

まず、1つ目なんですけど、子供を受け入れてやる、認めてやるということを重視する。

2つ目としましては、いろいろな人や生き物や物と細かくかかわっていくことを大切にしたいと思っております。

3つ目としては、他者との交流、協力することを大切にすることを重視したいと思っております。

そして、最後に4つ目なんですけども、集団生活のルール、決まりの意味を繰り返し子供たちに教えていくことを大切にしたいと思っております。

以上です。

○**建部議長** 山田議員。

○**山田議員** ありがとうございます。文部科学省が示した学習指導要領によりますと、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまずきを体験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮するとなっておりますので、しっかりと指導を行ってください。

続きまして、次の③の質問なんですけど、こちら文部科学省のホームページでは、小中学校では、道徳の時間、年間35単位時間を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動のそれぞれの特質に応じて、学校の教育活動全体を通じて行いますと書かれているが、ここら辺の取り組みの方をお聞きします。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**大橋学校教育課長** 道徳の学習といいますのは、道徳という授業の時間だけではございません。道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うということです。ですので、各教科、外国語活動や総合的な学習の時間および特別活動、それに学級のさまざまな生活場面などを通じて、学校の教育全体を通じて行うものということになります。

例えば修学旅行などの特別な集団宿泊活動ですね。集団活動での仲間との助け合いや言葉のかけ合いを通じて、人の持つ優しさや役割とか、あるいは責任ある行動を学ぶことができますし、また、総合的な学習でのボランティア活動や自然体験活動では、奉仕あるいは公共心、勤労の尊さ、そこでの出会いを通じての礼儀などを学ぶこともできます。また、外国語活動を通じては、さまざまな国の人あるいは文化の違いを尊重したり、あるいは社会科などを通じてまちづくりにかける地域の人々の思いや取り組みの努力などを学ぶことで、そこに生きる人に感動し、そのことを通じて、尊敬にもつなげるという取り組みもすることができます。

それらの人や物や事との出会いを自主的な教材にしまして、道徳の授業として取り組んだりもしておりますし、さまざまな読み物教材を使って取り組みなどもしているということです。

以上です。

○**建部議長** 山田議員。

○**山田議員** ありがとうございます。

この次の外国語活動というのは、今言われましたような文化の違いとかの勉強をすることによって道徳を学ぶということによろしいと思うんですけど、特別活動というのがちょっと、修学旅行などからどのようなことを、まだほかにあるようでしたらお願いします。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**大橋学校教育課長** 具体的なものといいますと、特別活動というか、例えば、小学校でしたら、どの学年も地域に出かけての探検とかもあるんです。そこで、公民館ができておりましたり、公園ができていたり、その公園を村の人たちが楽しむための工夫とか、さまざまな取り組みを子供たちが具体的に特別活動などを通じて学習することによって、なぜそういうものをつくろうとしはったのかという思い、願い、そういうものに出会うことができます。人の思いを知ることができる、あるいはそこで出会う人たちとの何気ない挨拶ですね、そういうことで、人と人とのつながりなども学ぶと、そういうふうな深みというのもさまざまな活動のポイントだと思います。

以上です。

○**建部議長** 山田議員。

○**山田議員** ありがとうございます。

それでは、次の道徳教育の④の質問になるのですが、こちらも、文部科学省のホームページでは、指導計画の作成として、道徳教育の推進を担当する教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとするとして書かれておりますが、その内容はどういうふうになっているか、また、月単位とか週単位とか、どういうふうな内容をされているのか、ちょっとお聞きします。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**大橋学校教育課長** これはかなり多岐にわたるものになるのですが、まず、全体計画ですが、道徳教育の全体計画といいますのは、学校において道徳教育の基本的な方針を示しております。学校の教育活動全体を通じて、道徳教育の目的を達成するためのさまざまな方策などを総合的に示した教育計画です。

年間指導計画といいますのは、道徳の時間の指導が全体計画に基づいて、児童生徒の発達に即して、計画的・発展的に行われるように組織された全部の学年によります指導計画です。もっと簡単に言いますと、全ての学年が何月にどんなことをするのか、つまり、どんな資料を使うとかどういうふうな題名で行うとか、あるいはその学習の狙いとか、そういうものが書かれたものなんです

けど、これは、毎年、年度初めに職員会議などで見直しをされると、確認をして、必ず取り組みを進めることになっております。

以上です。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 そうすると、月単位とか週単位じゃなしに、大きい枠内での計画になると思うのですが、それにおいては、ホームページにおいて、中学校の道徳の時間の指導にあたって、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を活かすなど、生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うことと書かれているんですが、そちらの内容というのはどのように決めているのか、ちょっとお聞きします。

○建部議長 学校教育課長。

○大橋学校教育課長 中学校の方は、チャレンジウィークという事業の名のもとに、特に町内の事業所、幼稚園や図書館も含みますけれども、そちらの方に行きまして、勤労体験を積む、そこに働く人々の願いや思いに触れるということで、勤労の持つ価値を十二分に認識するという取り組みをしております。あるいは、中学校の前にあります保健福祉センターの方からゲストティーチャーということで来ていただいて、高齢者の方の福祉のことなども話を聞いて、取り組みを進めていると聞いております。

以上です。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 ありがとうございます。

道徳の質問をずっとさせていただいたんですが、ここに書かれています年間35単位ということは、小学校で45分、中学校で50分で1単位ということで決められていまして、年間を通して、1週間当たり1講義割り当てられる計算ということで道徳の時間になるんですけど、それだけやればいいということになっているんですけど、最近の残虐なニュースを聞いていますと、果たしてそれでいいのかと、私も疑問に思うのですが、限られた時間なんですけど、教育としてしっかりといただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の⑤の質問に入らせていただきますが、道徳教育の最後ですが、人口減少から、若い世代が成人してから外に出るケースが多いんですが、やっぱり町のイメージが悪いと聞くんですが、どうしても町のよいところなどを、町に対する誇り教育も必要だと私は考えるんですが、どのようにお考えなのでしょうか、お聞きします。

○建部議長 学校教育課長。

○大橋学校教育課長 小学校、中学校などを通じまして、先ほどもちょっと触れさせてもらいましたが、地域のさまざまな人や、それに事や物との出会いを学

習の中に仕組むことで、身近な方との出会いというのは非常にインパクトがありますし、いろんなお話を聞かせてもらったり、その生き方に触れることを通じて、子供たちは、地域、甲良に生きる人々の生き方に感動し、そして尊敬するという授業が積み重ねられてきております。

そういう授業を通じまして、キャッチフレーズとしまして、「甲良大好き、人間大好き」というキャッチフレーズが、甲良の教育界というところとあれなんですけども、ございます。「甲良大好き、人間大好き」、自分たちのふるさとが大好きになる、「やっぱりいいよな」、「そこに生きてる人たちって何かいいよな」と言える、そういう学習を積極的に積み上げていきたいという願いのもとに、教材などをつくりまして、取り組みを進めております。

以上です。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 ありがとうございます。人口減少を抑えるのにも、私はそちらの方も必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、新聞やニュースで言われておりますように、真剣に取り組まなければいけない問題だと思いますので、教育面からも取り組みが絶対に必要だと考えますので、よろしくお願ひいたします。

次に、質問事項の3番目の①の質問に移りたいと思ひますが、2015年度の県の教育方針を問うということで、平成27年2月11日の中日新聞で、県の2015年度県予算の記事において、小学校全学年での35人学級実現、また、土曜学習支援などの新事業を打ち出し、低迷する滋賀の学力をてこ入れすると載っておりましたが、それに対してはどのようにやるのか、お聞きします。

○建部議長 学校教育課長。

○大橋学校教育課長 子供たちの学習環境を考慮しまして、小中学校での35人学級については、滋賀県の場合、小学校3年生まで、中学校は1年生までが完全35人学級実施となっておりますが、全学年ということですので、そのほかの学年のことになるんですけども、甲良の場合、そのほかの学年につきましては、クラスが増えるという人数条件にはなっておりませんので、クラスが増えるというような形には今回なりませんでした。

それと、土曜学習支援につきましては、実施するにあたりましては、非常に効果的なカリキュラムを開発する、あるいは特別非常勤講師、それに外部の人材の活用を条件としてといますか、現在、この事業としては上げてきております。ですので、周辺の市町あるいは県内でも、確認したところ、現在、実施予定は、ほとんどと言ってないと聞いております。

今後、甲良の場合ですけども、実施するにあたりまして、可能かどうか、学校間、そして教育委員会、また保護者の方等も含めまして、十分協議して進め

ていくことになると思います。また、他の市町の今後の動向についても十分に参考にしていきたいと思っております。

以上です。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 ありがとうございます。

ちなみに、低迷する滋賀の学力をてこ入れするということをここに書かれているんですけど、滋賀県は全国でどのぐらいになっているのか、大体でいいんですけど、わかれば教えていただきたいなと思います。

○建部議長 学校教育課長。

○大橋学校教育課長 平成26年度の番付というわけではないですけども、ワースト2だったと記憶しております。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 もう1つ、ちなみになんですけど、町は滋賀県ではどのぐらいなのでしょう。わかればでいいんですけど、大体でいいんですけど、どのぐらいの位置に来ているのかというのをわかりますでしょうか。

○建部議長 学校教育課長。

○大橋学校教育課長 ちょっと今のご質問につきましては、今年度、26年度については厳しい状況だったということなんですが、どれぐらいの位置にというような資料は、こちらには県からも提示されていませんので、申しわけないですけど、わからないという状況なんです。以上です。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 厳しいということなので、県の新事業として打ち出されて、学力のてこ入れになっておりますので、しっかりと教育していただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、次の4番目の質問に入らせていただきます。4月からの給食費、また徴収について問うということで、①ですが、4月からの給食費は幾らになるのでしょうか、お聞きします。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 給食費が決定しましたのでお知らせいたします。

月額、小学校が3,800円、中学校が4,300円となりました。この給食費につきましては、新たな給食運営協議会の中で、もちろん保護者代表も入っているんですけど、協議をされて、県下の状況なり調査をし、慎重に協議をした結果、このようになったということでもあります。

そこで、甲良町としましては、保護者負担を軽減するために、3年間をめどに、小中それぞれ月額200円の補助をしたいと考えております。現況は、小学校3,600円、中学校4,000円ですので、小学校は現況のまま、中学

校は100円アップとなりますが、ただ、中学校におきましては、今までは週3回、お弁当を持ってきていただいたんですが、それが完全給食になるということで、保護者の100円負担というのはご理解いただきたいなど、このように考えております。

以上です。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 ありがとうございます。3年間ということで、値上げになるんですけど、保護者の方に十分な説明をしていただいて、しっかりと理解してもらうようお願いいたします。

次の②ですが、4月から新しい給食センターに移行するんですが、今までの給食の滞納分の徴収、どのようになるのか、また、4月以降はどのようになるのか、お聞きします。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 給食費の納め方なんですが、甲良町の子供の数の今言いました給食費を、人数分を甲良町としてまとめて納めます。甲良町の子供たちの分については甲良町教育委員会事務局の方で回収をしていくということになりますので、今までの滞納分も含めて、今後は事務局の中で担当を置き、徴収をしていくこととなります。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 わかりました。今現在の滞納分の金額がわかりましたら教えてほしいのと、また、対前年比になったら増えているのか減っているのか、ちょっとお聞きします。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 滞納繰越分、現年度分はまだ出ておりませんが、滞納繰越分で、前年まで70数万あったんですが、今年で10万近く回収、8万ぐらいでしたか、回収をしておりますので、滞納繰越分としましては、今、66万ぐらいと記憶しております。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 今言われたんですが、他の市町はどのようになっているのか、わかりましたらでいいんですけど、教えてください。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 他の市町の給食費の滞納は把握していません。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 わかりました。これからもしっかりと徴収していただきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

次に、5番目の質問に行かせていただきます。

町の所有地のこれからの有効利用について問うということで、現在、町の所有する大林組から寄贈された土地、工業団地にするなどと言われているんですが、どこまで計画が進んでいるのか、お聞きします。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 まず、県の企業誘致推進室に、優良企業の誘致をお願いしますというような相談は言っております。

それと、工場の土地につきまして、現在、町の総合計画なり、土地利用計画なり、都市計画マスタープラン、そういうプランの変更が要るのか要らないのかというようなことを建設水道課の方と関係部署に回っております。

また、307号線の方から進入口があるんですけど、その道路をちょっとした見栄えのいいように改良する、見た目をきれいにするような予算を27年度予算でお願いしておりますし、この取り付け道路を張っていくところ、池寺所有のため池があるんですけど、その間が細く見えるので、その拡幅なりするのに、地元の池寺区長さんに協力要請をしております。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 それで、この計画があると思うんですけど、大体いつまでに達成するという目標は立てているんでしょうか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 そういう動きをしておりますが、実はですが、滋賀県の企業誘致の推進室が窓口になりまして、関東に企業を誘致する企業があります。関東では実績がありまして、コカ・コーラウエストを誘致したり、清水建設と合同で土地開発、それから始めて誘致したという企業がありまして、それを関西に来てもらおうという動きで、県の方が、とりあえず滋賀県に来てほしいというようなアクションを起こしました。

それなら一遍滋賀県の話を知りたいというような話がありましたので、研修会の中で、「エントリーするところは手を挙げてください」ということでしたので、うちもこの関係があるので手を挙げました。5つの市町です。うちと湖南と高島、あと2つはちょっと名前は聞いていないんですけど、5つの市町が今プレゼンというか、一遍話ししに行こうという準備をしております。

すぐに決まる決まらんは別として、県の思惑としては、どれか、その5つに興味を持ってもらって、とりあえず一遍向こうから滋賀県に来てほしいんやという県の思いもありますし、うちは、あわよくば、すかっと決まってくれるのが一番理想ですけど、あかん場合は、ここはこういうふうにしたらどうやとか、そのアドバイスなりは会話の中でいただけるのと違うかというような話もありましたので、プレゼンに行く段取りをしておりますし、当然、プレゼンでええことを言わなあかんので、うちの条件としては、1,000人ぐらいの雇用が

できる企業やという一本にまで絞ってPRしようかと。

当然、先ほど西川議員の方もありましたが、ふるさと創生、国の施策なりあるし、県は県でその上乘せ施策もしますし、そういう説明もしますし、当然町もそういうのを総合戦略で考えていかなあかんというようなことは述べてPRしていこうかなとは思っております。今はそういう段階です。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 ありがとうございます。しっかりと計画を立てて進めていってください。

次の質問に入るんですけど、②なんですけど、ごみ焼却場の予定地だった谷川さんの土地なんですけど、自然に大変恵まれておると聞いております。大滝の高取山のようなキャンプ場にしたらどうかという町民の要望が出されているとちょっと聞いていたんですけど、何か考えていることがあるのかお尋ねします。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今のところ、高取山のようなキャンプ場としての要望はまだ受けておりませんし、現在のところ、ちょっと今、大林組の方を取り組んでいるので、そちらの方をメインに考えております。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 まだ要望の方は出されていないと。ちょっと耳に挟んだのは、もう要望は出したと聞いていたんですけど、出されていないということですね。長寺東区の方から出されたと聞いているんですけど、これはないということですね。それでよろしいですね。それを聞いたものですから、ちょっとお聞きしたんですが。

それで、いい意見だと私は思います。町にはやっぱり野球をする、また素晴らしいグラウンドがありますし、グラウンドゴルフ場もあるということで、もし宿泊施設もあれば、県外からのチームも招待して大会もできるようになるし、自然と触れ合うことができ、道徳教育にも役立つと私は思います。

今年、長寺地域総合センターでの小6合宿におきまして、高取山を利用されて、子供たちも大変喜んでいたということですし、親子の触れ合いができたということで、保護者の方も喜んでおられるということですので、前向きに検討していただこうかなと思いましたので、またよろしく願いいたします。

それでは、次の6番目の質問に入らせていただきますが、今後の社会福祉協議会の経営方針を問うということで、①ですが、人員不足によって、今後、訪問介護がなくなると聞いているんですけど、どのように対処していくのか、お聞きします。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 今、議員がおっしゃられていましたのは、せせらぎ訪問介護事業所のことだと思います。甲良町を対象エリアにする訪問介護事業所は29事業所ありますので、訪問介護サービスが不足するということはないと考えます。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 不足しないということなのですが、今後、高齢者が増えていく一方ではあると思うんですが、この社会福祉の方の介護職員の方が減少していると聞いておりますので、そちらの方はどのように対応していく、これはほかのところへ任すということになってくるのでしょうか。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 せせらぎ訪問介護事業所につきましては、介護保険事業所の1つという位置づけでありますので、行政が関与することはございません。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 行政が全然関知しないということでもよろしいでしょうか。そういうことですか。そしたら、この質問はさせてもらってもだめということになるのでしょうか。ちょっとそこら辺、聞きたいんです。こちらの方から今聞いているのには、今度も1人やめると聞いております。それによって、ここへ来ている利用者さんに対して十分にできなくなるということで、大変困っているとも聞いておりましたので、ちょっとそれで質問をさせてもらったんですけど、全然それは無理やというのであれば、ちょっとお願いします。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 今申し上げましたように、事業所のうちの1つということですので、こちらが関与することはございません。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 わかりました。全然関知しないということであれなのですが、どうしても、この前、犬上ハートフルセンターの方、ちょっと困っていると町民の方が言いましたので、お聞きに行ったら、長期の申込者は200人以上待っている状態ということで、困っている町民が大変多いと聞いておりますので、何か早急な対策をお願いできたらなと思ったんですけど、その点、またやっただくことがあればお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、私の一般質問を終わります。

○建部議長 山田議員の一般質問が終わりました。

次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

私は、一斉地方選挙の前半戦が1カ月後に迫る中で、今日取り上げる原発問題をはじめ、消費税の10%、TPPや戦争準備である安保法制、アベノミクスと呼ばれる経済政策、そして、米軍基地の押しつけなど、国政上の大問題は、そのまま町民に降りかかる大問題として、安倍政権は、町民・県民の厳しい審判を下されるだろうし、下さねばならないと考える者の一人であります。

さて、原子力発電所の本質的危険性は、広島・長崎に落とされた核爆弾の威力を見れば明らかで、とてつもなく膨大なエネルギーであることは周知の事実であります。

同時に、放射性物質を人類が完全にコントロールできる技術を完成させていないだけでなく、原発運転で発生する使用済み核燃料をいまだ無害にできる能力を獲得していません。

さらに、放射能の危険性は、目に見えないからなおさら危険です。福島原発事故が悲惨な形で私たちに証明しました。メルトダウンした炉心部には、人間は近づくことはできません。数十秒で死んでしまう線量だと言われています。汚染水が海に垂れ流されていることに何ら有効な防止策は立てられていませんし、最近報道されていますが、東電はその事実そのものも隠していました。

大飯原発差し止め訴訟の福井地裁判決では、原発が内在する本質的な危険を明快に示しました。原子力規制委員会の田中委員長は「絶対に安全とは言えない」と言わざるを得ない状況であります。このように、人類と共存できない原発は動かしてはならないと思うのであります。今、九州ですが、川内原発に続き、高浜原発3号機・4号機の再稼働に向けての動きが強まっています。

滋賀県の三日月知事は、再稼働反対を明確には表明せずに、「立地並みの安全協定を」と言うだけで、条件つき賛成の立場に見えます。このタイミングはとても大事な時期だと思うので、ぜひとも再稼働に反対の表明をしていただきたいのです。

高浜原発など、再稼働に反対の表明を行い、町民の命と琵琶湖を守る立場を甲良町から明らかにしていただきたいと思っています。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 甲良町でも原子力災害対策に関する防災計画を昨年策定させていただきました。

そういった中で、昨年6月議会でも同じような質問があったと聞いております。現在もその立場は変わっておりません。したがって、甲良町単独で再稼働に反対するという意思表示をする立場には今はないと思っております。知事がおっしゃっているような立場に近いかなという考えを持っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 非常に残念であります。北川町長は以前、大飯原発の再稼働が問題

になった際、経済活動が停滞する理由などから賛成を表明されたことがあります。その後、認識が変化されたかお伺いしたいのです。あれから、夏場のピーク時も冬場のピーク時も電力が不足することはありませんでした。これが何よりも事実であります。

国民と企業の節電、省エネ努力はばく大なもので、原発13機分に相当すると計算されています。

また、発電コストについても、一ころ、原発は安いと言われていましたが、事実と異なります。電源開発に投入される政府予算や立地自治体に支払われる交付金、そして、事故が起きたときの何兆円もする賠償金、廃炉費用など、全てを発電コストに含めねばなりません。

福井地裁の判決は、経済効率と人の命をてんびんにかけることを明快に退けました。人類の命をおびやかす原発は動かしてはならないとの立場から、町民の命、健康を守る立場からも再稼働反対の表明をしてほしいと思うのでありますし、すべきことを要請しておきたいと思えます。

2つ目に移ります。防災計画の中に、原発事故の対応が改定されたと思いますが、避難計画にあたっての現状とその課題について、どのように認識され、どういう計画が進んでいるか、説明をお願いします。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 甲良町でも、先ほど言いましたように、そういった計画は作成させていただいておりますが、中身を見ておきますと、やるべき手段なり方法については書かれておりますが、具体的に、例えば、避難するバスはどこでどういうふうに何台手配するであるとか、あるいは、住民伝達の方法はどうするであるとかを含めて、全体的に細かな避難計画にはまだなっておりません。そこら辺の計画の甘さといいますか、具体化できていないという意味での課題があることは認識しております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ある原発を抱える周辺自治体ですが、報道によりますと、避難には5,000台のバスが要る。しかし、緊急に用意できるのはわずか1,000台と。その1,000台も、一本の国道なり県道なり公道を通ろうと思えば、10数時間ないしは1日以上かかるというのが大問題になっています。

そこで、政府は、福島原発事故を受けて、30キロ圏内に避難計画策定義務を課しましたが、策定そのものを原発稼働の規制基準の中には入れませんでした。周辺住民に対して、全く無責任な態度と言わねばなりません。高浜原発に関して言えば、30キロ圏内に滋賀県高島市が含まれます。有効な避難計画が立てられないと聞きます。各自治体で問題になっています。

そこでお尋ねしますが、放射性物質は自治体の境界線にとまってくれないん

ですよね。福島飯館村では、50キロ以上離れているにもかかわらず、全村避難となる汚染に見舞われました。甲良町においては、不測の事態に備えて、避難先をどこに決めているのか、どこにするのか、そして、ヨウ素剤の配布計画、これが入っているのかどうか、お尋ねします。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 避難先でございますが、そういった事態が起こった場合には、近隣での避難はあり得ないとなりますと、県外への避難とかいうことになってくるとは思います。それにつきましても、具体的にどこの県にというのはないんですけど、鳥取県の中部定住自立圏との間では災害協定が結ばれておりまして、そことの連携も視野に入れた具体的な避難先を定めていく必要があるかとは考えております。

ヨウ素剤につきましては、滋賀県の方で備えをしていっているということですので、県との連携の中での、ヨウ素剤の適切な使用・配布を進めていく必要があると考えています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今、島根県の例を言われましたので、一言言っておかねば。

(「鳥取です」の声あり)

○西澤議員 鳥取。わかりました。

それで、30キロ圏外ですね。これは法律上も放射性ヨウ素の防護地域の事前設定がされていないんですよね。住民は無防備のまま放置されることとなりますし、県との連携がスムーズにいくマニュアルも必要だと思います。

そこで、深刻な状況がやっぱりあらわれています。東日本大震災の支援にあたった米軍のトモダチ作戦、これに参加したロナルド・レーガン号の深刻な被爆の実態が、被爆した兵士たちが東電を相手に賠償、補償を求めて、2012年12月、サンディエゴ連邦地裁に提訴したことが、放射線被ばくを学習する会で報告されました。福島原発直後の放射性物質の拡散、直撃を受けて、5,000人の乗組員のうち、2,000人が異常を訴え、そのうち2人が既に死亡したと報道されています。原告は、現在、239人に達していると。これは「彦根・犬上・愛知 原発のない社会をつくる会」のニュースに配信されています。

ですから、このように原発事故の特異性から考えて、実効性ある住民避難計画はもともと無理があることを率直に県・国に表明する義務が、琵琶湖を抱える滋賀県の市町にあると考えます。ぜひともそういうアクション、行動のスタンスをとってほしいと思うのですが、いかがですか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 実行計画といいますか、計画に無理があるというか、計画を実

行に移していけるような手だてについては、県でも年間何回かそういう原子力会議がありますので、意見としては言っていきたいと考えています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 福島はもともと避難計画がなかった自治体が多くあります。その状況を見れば一目瞭然だと思うんですね。計画をつくってもパニックが起こり、それで情報が正しく住民に渡らないという点でも、逃げ遅れで被爆する、命を落とすことも十分あり得ることですから、その辺、ぜひ表明して行ってほしいと思います。

次に移ります。介護保険についてですが、医療・介護総合法、フルネームでは、昨年6月18日に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」といいますが、介護保険について、とんでもない大改悪と言わねばなりません。

時間の都合で全部は触れられませんが、軽度される要支援1、2を要介護から外し、地域密着型と称して、各自治体に押しつけること、そして、介護報酬の2.27%、特別養護老人施設については6%の引き下げで、介護事業からの撤退を検討する事業所が生まれていることなど、介護職員の待遇改善加算を手厚くしたと政府が言うものの、報酬全体の引き下げには変わりなく、利用者と事業者にしわ寄せされることは明らかであります。

2月4日までの厚労省の調べで、新制度の受け入れ準備が整った自治体は、実に全国で7%にとどまることが明らかになりました。政府も地方の受け入れ準備が整わないことを当初から予想して、付則第14条で2年間の実施延期を設けているありさまだと思います。本町の場合はどうなっているかのご説明をよろしくお願いします。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 先日もご説明申し上げましたが、「甲良町介護保険条例の一部を改正する条例」の付則第8条に挙げさせていただいて、その目標とする年度は29年4月と考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 議案第20号ですね、今言われました改正法、付則第14条に係る事項が書かれていることで、介護予防と日常生活支援事業に対象は限られるのか、それとも、第6期介護保険事業計画全体を延期させられる条項なのか、ご説明をお願いします。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 全般にわたって29年4月をめざす体制で整えていきたいと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、全体ということでしたら、保険料の金額の改定、それも2年間の延期になると思うんですけども、そこはどうなんでしょうか。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 済みません、説明の仕方が悪かったということですね。保険料は27年4月から上げさせていただきたいと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで②の項目に移りますが、第6期介護保険事業計画、高齢者の福祉事業の開始にあたって、保険料の算定について、値上げをしないあらゆる手だてを講じさせる必要があると考えているんです。2月24日に開かれた審議会を傍聴させていただきました。「もともと高い上に、今回も引き上げるのは」と疑問を呈する委員さんの発言に対して、「今回の引き上げは近隣の市町と比べて少ない」などとする説明がありましたが、私は町民感情から外れたと言わねばなりません。

また、報酬の2.27%下がる分は、その分、町民の保険料、それから利用料にはね返るというコンサルの方の説明がありましたが、これは間違っていると思うんですが、そのことも含めて、引き下げるための方策はどういうように考えておられますか。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 介護保険認定者が440名から450名というところで、この現状では、保険料を上げなければ、現在利用されているサービス費用の捻出ができない状況であると考えます。また、町の財政事情により、一般会計からの繰り入れをすることも難しい現状であると思います。

その中で、施設サービスから在宅サービスを増やすことが給付費を抑えることになるかと思えます。そこで、小規模多機能型事業所を町内に新設していくという計画を盛り込んでおります。

あと、生活習慣病対策を充実させていくことが、生活習慣病で病気を起こされる方を防止していくことが、今後の介護保険の保険料を上げないという施策の1つになるかと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 さっきのコンサルタントのアドバイザーの方が高齢者福祉の計画策定をされて、審議会に参加されていまして。そのときに、2.27%の介護報酬が引き下がることについて論議があったときに、その引き下がる分は町民の料率にかかってくるんだという説明がありましたが、それは間違いですね。

○米田保健福祉課長 済みません、もう1回説明をお願いします。

○西澤議員 2.27%、介護報酬が下がるでしょう。介護事業所にはそのまま現在の報酬は払って、2.27%下がった分を町民が負担するというような説

明に聞こえたんですよ。それは間違いだと思いますが。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 それは違うと思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 言い回しがちょっと狂ったんだと思いますが、そのとき聞いて、これはおかしいことを言っているなど私は感じましたので、そういう指摘をさせていただきます。

それで、デイサービスに通所する家族を対象に、甲良町における罹病傾向について健康レクチャーを受ける機会が私にはありました。町を挙げて、罹病率の高い根本的要因の除去、改善に取り組む必要性をそのとき改めて痛切に感じたものであります。政府のこの国民いじめの制度を改めさせることと併せて、甲良町がこうした町民の実態に心から寄り添って、命、健康を大切にす施策の充実こそ、強調しなければならないと思います。

そこで、政府の改悪は、自己責任と共助にすりかえています。介護の社会化に逆行するものだからこそ、この分野での人員の増、それから、予算の拡大が必要です。それは高齢者の福祉の充実を実効性あるものにする上でも大切です。傍聴した審議会でも、「全部の職員を福祉関係に回してほしいぐらいだ」という発言もあったぐらいであります。そういう点で、努力状況はどうなのか、回答をください。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 生活習慣病対策というところで、保健師、管理栄養士が、現在は国民健康保険の加入者の方で健診を受けられた方に対して個別指導をやっております。

そのほか、各集落に出かけていきまして、集落の老人会なりサロンなり、いろんな団体のところで、健康管理についての話をさせていただいているところであります。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 健康は誰もの願いでありますし、病気になること自体が一番いろいろなリスクを背負っていくもとなってくると思います。

政府が今年8月からの利用料を2割負担に引き上げる方針を固めています。決定されたんだと思いますが、町独自の助成措置が必要だと思いますが、見解を求めます。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 現在のところ、町の財政事情から独自の助成措置は難しいと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 財政事情、財政事情が出てきますので、それは後に言いますが、適切に早い段階で介護を受けることができれば、重篤化を防ぎ、そして尊厳ある人生が全うできるものと確信しています。それこそ、本人も家族も安心でき、この町に住んでいてよかったと言えるものに近づけるのだと思います。

本来介護を受けられる人が経済的理由で利用をためらうようではいけないと思います。現に、私ごとではありますが、通所、デイサービスに通うようになって、母親はうんと変わりました。ぼけに近いかなと思っていたのが復活する、こういう状況も目の当たりにしています。そういう点では、利用をためらうことがないように、早期に発見し、早期に手当ができる上では、利用料の2割というのは本当に大きいんです。ですから、町での予算措置、それぞれ工夫が要ると思いますけども、再考を求めておきたいと思います。

次に進みます。低所得者・生活困窮者の生活と健康を守ることは町政の大事な仕事ではないかというテーマで質問いたします。

国民健康保険は町民の健康維持のよりどころになります。県下の中でも加入率が高い状況から、それはうかがえます。増税不況が広がる中で、失業、倒産、非正規雇用の増加で、貧困と格差はますます深刻な状況になっています。そこで、国保税に関する以下の実態について説明を求めたいと思います。事前に調べていただきましたが、ここで報告していただければありがたいです。

今年度直近の国保税の滞納世帯数、国保加入世帯数に対する滞納世帯の割合、差し押さえの延べ件数と同実数、それぞれの金額です。それから、滞納処分、いわゆる換価をした件数と、その金額。それから、短期保険証と資格証明書の発行件数です。よろしくお願いします。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 今のご質問でございますが、まず、今年度の直近の国保税の滞納世帯数でございますが、27年1月31日現在、1月末現在で247世帯の滞納世帯数がございます。

次に、国保加入世帯数に対する滞納世帯数の割合ですが、加入世帯数が1,160世帯になりますので、先ほどの滞納世帯数247世帯ということから、滞納割合が21.3%と、非常に高い滞納割合になっております。

そして、差し押さえの延べ件数と実数でございますが、これは同数でございますが、35件と。差し押さえの件数については、35件を差し押さえさせていただいている状況でございます。

そして、その金額になりますが、差し押さえさせていただいた方が35人になりますが、その方の国保の滞納額というようにおっしゃっていると思うんですけども、滞納につきましては、町税全額、全ての額で把握しております。国保税なり地方県民税、軽自動車税、全てを総合して滞納ということになって

おりますので、そのうちの国保税だけを拾い出すというのが非常に難しい状況にありますので、この分についてはなかなか難しいということになっております。

次に、滞納処分の換価の件数です。差し押さえをさせていただいて、それを徴収させていただいた件数が21件です。ですから、差し押さえをさせていただいて、実際にそれを金額で徴収させていただいたのが21件あるということになります。そして、その換価の金額、国保税だけでございますが、189万3,816円の換価金額を国保税に充当させていただいたということになっております。

そして、短期保険証の発行件数でございますが、今、この直近で58件、ですから、58世帯になります。人数もチェックをさせてもらったんですが、103人と。58世帯で103人の方の短期保険証を発行させていただいている状況があります。

最後に資格証明書の発行件数、これが18件です。18世帯と、そして、人数が21名と、このような直近での状況になっております。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 最後の方の資格証明書の発行の18世帯の中に、小中高校生が含まれている世帯はありますか。というのは、これは厚労省が、その世帯に限って、極力、資格証明書の発行などをしないようにということでの通達を出されていますが、それは現状どうですか。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 今おっしゃったように、子供さんについては資格証明書は発行はしないできないということで、この分についても甲良町は資格証明書は発行しておりません。ただ、その世帯の中にそれ以外の年齢の方、ですから、それ以上の方についてはあり得る可能性はあるということになると思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 こういう状況は非常に深刻な甲良町の状況ですよね。滞納世帯についても、全世帯で比べても3,000幾らですから、8%か7%ぐらいの割合で、非常に多い方がつらい思いをされている。中には、払わなくてへっちゃらという方がおられると思いますけども、決して、人間の良心的に言うたら、払うべきものが払えていないというのは、非常に屈折したものを持っているんじゃないかと思っています。

そこで、次に進みますが、ここ1、2年、預金の差し押さえに係る相談を何件か受けています。町行政が町民の財産を差し押さえることでありまして、慎重な上にも慎重を期し過ぎることはないと思っています。個々のケースを十分

に確認して進めている現状をお願いいたします。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 今おっしゃっていただいたように、ただ、税というのは納付者の皆さんが納期限にみずから納めていただくところが基本であるということは、税務課として押さえております。ですから、納めていただいている方との公平性という意味で、全額を収納いただく方向に仕事をするのが税務課の仕事になっております。ただ、それはそういう法的な問題になっているんですが、実際問題として、税金というのは公債権になりますので、納付書を発行して、そして、納まらなかつたら督促、それでも無理やったら催告、それでも納まらない場合には仕方なくということですね、財産調査をします。そして、財産がある方、ない方が出てくるということになります。

ここで、財産がどうしても見つからないという方については、執行停止という形で、これはなくしていく方向で粛々とやると。ただ、財産があるということになった場合については差し押さえになってくると。ただ、差し押さえをしただけでは、それは押さえただけでございますので、換価が必要と。だから、即換価をするんじゃなくて、換価の猶予という形で、1週間なり10日なりを持っております。その中で、10日の間においでいただいた場合については、今の状況をお聞きすることを実際やっております。

ですから、納付できるのにしない方なのか、それとも、納付したいという思いがあるのにもかかわらず、今の状況の中で納まらないのか。だから、突発的に病気になったとかけがをしたとか所得が減ったとか、いろんな状況が突発的に出てくる可能性はありますので、そのあたりは、十分、その方のお話を聞いた上で、自分の納める気があるのに納められないということであれば、分納の方の状況に導くというような形で、自分の思いと、そして、客観的な財産が実際にあるかないかを総合的に判断して、分納なりの方に導いていく。

そして、実際、もうなくてどうしようもないという方については、先ほど申しましたように、3年間、滞納処分の執行停止の猶予をして、3年間、それが続くようであれば、税としては落としていくというような形で、実際問題、職員には言っておりますので、そういう形で進めておりますので、よろしく願いしたいなと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 一つ一つのケースで一つ一つ違ってきます。ある例を言いますと、息子さんが特定疾患で、非常に重病を抱えて治療中の方です。お父さんいわく、「滞納になったこと自体、全面的にわしが悪いんや」ということを前提にして話をされています。しかし、その預金は数十万なんですけども、いざのときの息子のいろんな費用に心配だからためておいたと言われるんですよね。生活も

ぎりぎりです。不特定の仕事が入ってきますので、それで行く程度になって、息子さんも継続的な労働ができない、収入が得られないという状況です。そういう点では、分納を中心にしながら十分に意見を聞くということが、地方自治体の役割はサラ金の取り立てとは全然違うというのを大前提にぜひしていただきたいと思うんです。

県の滞納チームの指導を受けてから、本当に強化、これ、取り立てそのものの強化自体が進んでいると思います。私は、税務課の独立した課と同時に、町行政を推進する1つの課でありますから、町民は、どの課であろうが、町全体を見て評価をしてまいります。弱者救済の、弱者に寄り添う施策とともに、法に基づく納税緩和措置を町民にまず周知させることができていると感じるんです。

資料で事前にお渡ししましたが、法律に基づく納税緩和措置ということで、5つの項目で書かれています。この国税通則法の第46条、地方税法第15条、それから、国税徴収法の第151条あるいは第153条、さらに国税徴収法の第63条、地方税法第15条の9、そして、地方税法の第326条の第3項にこういうのがあります。市町村長はやむを得ない理由があると認められる場合に基づく各項目に当てはまることを考えて、そのことができる緩和措置、減税措置、減額措置ができるとなっています。その制度を、もともとこういう権利が法律上でもありますよというのを知らせるべきだと考えていますが、知らせたことがございますか。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 今、議員がおっしゃったように、法律的に猶予とか停止とかそういう部分があるとは承知しております、その部分について、その方の状況に応じて対応はしている、先ほど申しましたように、換価の猶予なりをやっておるといってございますが、それを全般的に周知しておくかについては、甲良町としては、今のところは、全体としての周知はできていないところがございます、それは先ほどの個々の相談の中で、そういう状況にあり得るとした場合については、その方に誘導しているという状況でございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 誘導していくと言いましたけれども、まず知らせなかったらわからないじゃないですか。しかも、これは法律で決まっているんですよね。「法律を知らん町民が悪いんだ」というスタンスに立つのか、「こういう制度がありますよ」と言うて親切にちゃんと提示するのかわかれます。

国税を含む町税、各種料金の負担金の滞納金が億単位、これは決算でも出ていますが、現状をどう認識しているかという問題とも絡んできます。そういう状況を甲良町全体が、町行政が全体として、各課、税務課、徴収をする担当の

ところに任すのではなくて、そのことを考える必要があると思うので、最後に、総務課長、どのように認識されていますか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 徴収関係課は、徴収対策推進本部で集約をしてやっておりますし、毎年度、予算編成の時期であるとか、課長会におきまして、町の置かれている状況、いわゆる滞納額の状況も含めて知らせていって、そのことを踏まえて仕事を進めるようにということでの職員への周知はしていっているつもりでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 国保税の金額は、県下で比べますと、下の方なんですよね。けれども、実際の所得から比べると、やはり、なかなか払いつらいというのが実態です。そういう点で、一般会計からの国保の繰り入れを、義務的経費以外のところで引き下げのための繰り入れを行うべきだと以前から言っていますが、それはどうでしょうか。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 一般会計からの国保会計の繰り入れにつきましては、現在まで、法定内繰り入れを行ってきましたが、平成26年度は歳入不足が予想されるため、第4号補正におきまして借り入れを行い、不足分を一般会計から借り入れる予定で予算を組まさせていただいている状況であります。したがって、引き下げのことでございますけれども、国保税の引き下げは困難な状況であると考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 だから、国保会計に一般会計からの繰り入れは、他のいろんな急がない予算を節約しながらできるんですよね。ぜひ求めておきたいと思います。

次に進みます。人口減少の克服課題について考えていきたいと思います。

本町における人口減少問題は本当に切実な課題です。同時に、私は2つの重要なことを指摘しなければならないと思います。

1つは、昨年発表された日本創成会議の提言が必ずしも道理のあるものばかりではないということだと思います。これは町村議長会の10月8日にあった講演なんですけど、N T Tデータ経営研究所の矢野勝彦氏も指摘していますが、例えば、青森県は大型村以外は全て消滅の危機だと、それから、東京都内でも、豊島区では50.8%が減、全国では896の市町村が消滅危機にあるという報告は現実性に乏しく、たとえ人口が激減しても、どっかい人は生きているのだと講演をされたことは、地方に生きる私たちに示唆を与えてくれるものでした。

指摘しなければならないもう1つは、安倍政権が進める「まち・ひと・しご

と創生法」、これに基づくいろいろな施策が進んでいますが、今まで自民党政治が進めてきた施策、正規労働から非正規への置きかえ、関税撤廃、農産物の輸入拡大などによる農業つぶし、それから、ユニバーサルサービスを保障していた郵政事業の解体、そして、何よりも、庶民の懐を冷やす消費税の引き上げ、これに無反省で、集中と重点化の名のもとに、周辺町村のさらなる切り捨てにつながる施策を進めようとしていることです。

地方政治は、「全国小さくても輝く自治体フォーラムの会」に象徴されるように、この地方切り捨てに抗する取り組みを粘り強く進めていかなければならないと考えます。そのことを踏まえながら、1つ目に、甲良町においての人口減少問題の克服に取り組むにあたっての2つの柱で整理することが大事だと考えます。1つ目は、甲良町から出たいとする要因の根源を正すことです。2つ目は、老いも若きも安心して住みたくなる施策を充実することだと思います。見解を求めます。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 来年度に甲良町版の「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」を立ち上げます。人口減少問題の克服のため、町の総合戦略を策定する予定であります。甲良町からの流出を抑える視点、町外から甲良町へ転入してもらおう視点、また、出生率を上げる視点、この3つが重要なことは思っております。当然、甲良町から出たいとする要因の対策も考えますし、また、2点目の、町は若者だけ成り立っていませんので、老いも若きも安心して誇りを持って住みたくなる施策の充実という視点も必要かなとは考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 昨日の一般質問でも論議がありました。アンケート集約の結果からどう考えているのかというところではありますが、総合的・複合的な原因の解明と、流入を受け入れる町行政と町民の側の体制、これは一筋縄ではいけないと思っておりますが、私は、住みたくなる施策の柱は、もちろん、住宅もあり、働く場所、子育て環境、地域の習慣、交通など、多岐にわたると思っております。

併せて大事なものは、盗水問題の全面的な解決だとか、それから、極端な格差や差別、これを根絶しなければなりません。そのもとに、今住んでいる町民の誇りである、これは先ほどの研修の中でも矢野氏が講演されておりました。行政の責任で言えば、町民を主人公にした行政運営だと思います。そのためにも、この間進められてきた「せせらぎ遊園のまちづくり」が人口増加につながっていなかったという事実を率直に受け入れて、以前にも申しましたが、真摯な総括が必要だと思いますが、お答え願います。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 総括の件ですが、新総合計画でこの間も質問がありました

が、中間年でもありますので、一度それで総括して、また検討していきたいとは思っています。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** あとのところでもその問題は触れますが、2つ目に進みまして、町民合意を進める上でも、アンケートでも示されました、甲良町から出たいと考える一因になっている「行事が多過ぎる」との意見は、各区の自治尊重の立場で提起することが大事だと思っています。

もう1つは、町民の交流が既に広まっている今、行政が事実上主導する同和問題をテーマとする人権集会や対話集会の見直しは欠くことができないと考えますが、この点の見解を求めます。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 町民のアンケート調査で、「日常生活で草刈り、集会、各種行事が多いか」という問いで、「非常に思う」19、「思う」29、合計48%という結果が出ております。町の行事につきましては町の方で検討できますが、字の行事につきましては、町が意見を言う立場ではありません。

ただ、先般、まちづくり協議会が開催されましたので、アンケート結果を公表させていただいて、また、議論の参考にとということで公表はさせていただいております。

また、同和問題をテーマとする人権集会、対話集会についてのご意見はアンケートには特に記載はなかったかなとは思っております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** それで、次に進みまして、推進組織が立ち上がって、これから始まります。その点で大事な視点を行政が離してはならないと思う点があります。外部コンサルタントの委託に頼りっ放しではなくて、何よりも町民の力を引き出すことが最重要です。住みよい甲良町にしていこうと、お互い知恵を出し合い、企画・立案も含め、町民主人公を貫くことが大事だと思っていますが、見解を求めます。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 当然、今、議員が言われたとおり、自治体は、みずから調べ、みずから考え、みずから行動するという原則がありますので、当然、丸投げで委託するわけではありませんし、何回か説明させていただいておりますが、推進委員会を立ち上げて、そこでご意見を聞きながら、なるべく町民の意見も聞きながら、議会の方とも調整しながら進めていきたいと思っております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 議会の方も人口減少問題を自主的に考える組織をつくっていかねばならないなと思っております。同時に、ある統計では、「議員をもともと信頼し

ない」という朝日新聞の記事があります。それは7割、6割を超えると、こういうところにあります。そういう点でも、住民の考えていること、それから、暮らしの問題を真剣に考えているというメッセージをきちんとしなければならぬし、中身をそういうようにしていく必要があると思います。

従来の、専門家、コンサルタントに委託して、行政も町民もついていけないというのではなくて、住民の論議、意向を積み上げながら、甲良町の課題が前に進むよう要請するとともに、私たちもそれぞれの立場から提案し、みずからも実践していきたいと思っています。

最後に、目前に迫った県議選、先ほども申しましたが、貧困と格差をさらに広げて、労働者を低賃金に押しとどめ、年金を切り下げ、戦争放棄の憲法9条を解釈で壊し、何よりも農業が立ちゆかなくなったことなどへの無反省な阿部政権に正面から立ち向かう力を強めるか、それとも、安倍政権の暴走政治の応援団を選ぶのか、鋭く問われるものと確信しています。私たちは、暮らしと平和、命を守りたいとする、県民の、町民の、願いを県政に届けるため、力を尽くすことを証明しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○建部議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 0時06分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 阪 東 佐智男

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣